

令和7年度第2回

登別市教育委員会会議録

日 時 令和7年5月29日（木）午後4時30分

場 所 登別市民会館 小会議室

第2回 教育委員会議事日程

1 日 時 令和7年5月29日（木）午後4時30分

2 場 所 登別市民会館 小会議室

3 議案

報告第2号 登別市議会定例会提出議案に関する意見に係る臨時代理について

報告第3号 教育委員会事務局職員の復職発令に係る臨時代理について

議案第3号 登別市社会教育委員の委嘱について

議案第4号 登別市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第5号 登別市指定文化財の指定について

議案第6号 登別市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

4 情報提供

(1) スマートフォン等についてのアンケート調査分析について

(2) 令和6年度登別市いじめ不登校等の状況について

(3) 登別市青少年会館における事故について

(4) 令和6年度巡回パトロール活動及び街頭指導等の状況について

(5) 令和6年度不審者等出没状況について

5 出席者

(教育委員会3名)

教育長 安宅 錦也

委員 赤井 秀輝

委員 木村 雅美

(事務局13名)

教育部長

館下 貴子 教育部参与

菅田 浩之

教育部次長

西川原 邦彦

総務グループ総括主幹

古村 健 建築主幹

南雲 宏明

学校教育グループ総括主幹	更科 亙輝	学務主幹	秋葉 洋範
学校給食センター長	松田 大輔		
社会教育グループ総括主幹	大越 智輝	地域クラブ活動推進主幹	相澤 恭介
文化・文化財主幹	菅野 修広		
図書館長	鈴木 貴寛		
事務局（総務グループ）	山中 慧崇		

安宅教育長：ただいまの出席委員は、3名であります。定足数に達しておりますので、令和7年度第2回教育委員会を開会します。本日の議事については、報告2件、議案4件、情報提供5件となっております。

最初に、報告第2号「登別市議会定例会提出議案に関する意見に係る臨時代理について」についてを議題とします。事務局からの説明をお願いします。

古村総務グループ総括主幹：報告第2号「登別市議会定例会提出議案に関する意見に係る臨時代理について」、説明させていただきます。本日お配りの、追加議案書1ページからとなります。

6月開催の、令和7年第2回登別市議会定例会提出議案について、2ページのとおり臨時代理を行いましたので、報告を行い、承認を求めるものであります。

その内容についてであります。4月24日開催、令和7年度第1回教育委員会で、可決いただきました「登別中学校の廃止」に伴い、議案書3ページのとおり、登別市立学校設置条例の一部を改正するものであります。

以上、この件に関し臨時代理を行いましたので、承認をお願いします。

安宅教育長：ただ今、報告第2号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件については、終了します。

次に、報告第3号「教育委員会事務局職員の復職発令に係る臨時代理について」を議題とします。

報告第3号については、議案内容に個人情報が含まれますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書き」により非公開とすることを発議しますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

安宅教育長：異議ないものと認めます。報告第3号については非公開とすることに決定されました。関係者以外、傍聴者も含めて退室と会場の閉鎖をお願いします。

〔関係者以外退室、会場閉鎖〕

〔会場開鎖〕

安宅教育長：次に、議案第3号、「登別市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

大越社会教育グループ総括主幹：議案第3号「登別市社会教育委員の委嘱について」ご説明いたします。議案1ページをお開きください。

登別市社会教育委員につきまして、委員の所属団体の役員改選が行われたことなどから、登別市社会教育委員に関する条例の規定により、登別市校長会から毛利 憲二氏、登別市PTA連合会から正源 孝志氏を委員に委嘱するものであります。

任期につきましては、前任者の残任期間となりますので、令和7年6月1日から令和8年5月31日までの1年間となります。

詳細につきましては、2ページの議案第3号資料のとおりとなっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

安宅教育長：ただ今、議案第3号について説明がありました。ご質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

安宅教育長：異議ないものと認めます。したがって、議案第3号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第4号「登別市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

相澤地域クラブ活動推進主幹：議案第4号「登別市スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明いたします。議案3ページから4ページをご覧ください。

登別市スポーツ推進委員につきまして、15名のうち8名が任期満了となることから、スポーツ基本法及び登別市スポーツ推進委員会設置条例の規定により8名の委員の委嘱を行うため教育委員会の議決を求めるものであります。

なお、8名全員が再任となっており、任期は、令和7年6月1日から令和9年5月31日までの2年間となります。

詳細は4ページの資料のとおりです。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

安宅教育長：ただ今、議案第4号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

(「ありません」の声あり)

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

安宅教育長：異議ないものと認めます。したがって、議案第4号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第5号「登別市指定文化財の指定について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

菅野文化・文化財主幹：議案第5号「登別市指定文化財の指定について」をご説明します。5ページをお開きください。

本議案は、登別温泉の第一滝本館の経営にも関わった石川脩次氏が、大正から昭和にかけて、登別温泉を訪れた政財界、軍、文学、書家、芸能など様々な分野の著名人528人からもらい受けた揮毫のコレクションの市指定文化財の指定について、登別市文化財保護条例第5条第1項の規定により指定しようとするものであります。

指定に向け、同条例第5条第4項の規定により令和7年5月9日付けで登別市文化財審議会へ諮問し、審議会において審議され、5月19日付けで異議がない旨の答申を受けております。

指定番号は第12号となります。

詳細は6ページ以降になります。

指定物件の種別は「有形文化財の書跡・典籍・古文書」、員数は223点、形状は折本・色紙・短冊・掛軸、所在・所有は一般社団法人登別国際観光コンベンション協会です。

本物件の多くが大正から昭和にかけて各界の著名人が登別温泉を訪れた際に書いたものであり、当時の登別温泉の様相を示すほか、登別温泉の湯や景色等を題材とした短歌、絵画などの作品により、この地の新たな文化的価値・魅力が見いだされるものでもあります。

以上のとおり、本物件は登別市にとって大変貴重な資料であることから、本市の文化財として指定するものであります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

安宅教育長：ただ今、議案第5号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

(「ありません」の声あり)

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

安宅教育長：異議ないものと認めます。したがって、議案第5号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第6号「登別市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

松田学校給食センター長：議案第6号「登別市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」ご説明します。議案書8ページから9ページをご覧ください。

登別市学校給食センター運営委員会は、登別市学校給食センター条例第5条第2項の規定により設置しており、各団体から推薦を受けた10名の委員で構成されております。

この度、構成団体である登別市学校薬剤師会、登別市PTA連合会及び登別市校長会から後任の推薦がありました。

登別市学校薬剤師会は伊藤 太一 氏の後任として小豆澤 孝治 氏、登別市PTA連合会は、大川 和徳 氏の後任として正源 孝志 氏、登別市校長会は、松田 周一 氏の後任として櫻井 貴志 氏、毛利 憲二 氏の後任として横山 康彦 氏の推薦がありましたので、後任委員として委嘱したく、教育委員会の議決を求めるものです。

なお、委嘱期間は前任の残任期間の令和8年11月30日までとなっております。

また、9ページには新旧対照表と関係法令を掲載しております。

以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

安宅教育長：ただ今、議案第6号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

(「ありません」の声あり)

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

安宅教育長：異議ないものと認めます。したがって、議案第6号については、原案のとおり決しました。

以上で本日の議事は全て終了しました。次に、事務局から情報提供をお願いします。

安宅教育長：まず（1）スマートフォン等についてのアンケート調査分析についてお願いします。

菅田参与：スマートフォン等についてのアンケート調査分析について情報提供いたします。対象につきましては、小学校4年生以上の市内小中学校の児童生徒です。

情報提供等資料の1ページをご覧ください。「スマートフォン等の所持率」は、集団の推移、3年間の比較、ともに学年が上がるにつれて増加傾向にあります。小5小6で50%、中2中3で90%を超え、スマートフォン所持率の低年齢化が進んでいる現状です。

また、SNSを利用してコミュニケーションをとったり、情報を閲覧する小中学生が多くいます。SNSを利用していないのは、小学生28%、中学生8%とわずかです。正しい利用方法や危険性について、学校・家庭で早い段階で指導し、指導を継続していく必要性を強く感じます。

2ページ「スマートフォン等の使用状況（学習以外）」をご覧ください。平日の使用時間は、2時間以上が小6で4割、中2中3で6割に迫る勢いです。休日の使用時間は、どの学年でも、2時間以上が平日と比べて5%から20%も増加しています。また、中学校に進学すると遅い時間まで使用している生徒が急増することから、中学校入学時、使用についての指導や生活のリズムを整えることを徹底する必要があります。

3ページ「使用時刻について（3年間の同学年の比較）」をご覧ください。小中学生ともに、学年が上がるにつれて、遅くまで使用する傾向にあります。昨年度に比べると、小学生の10時以降、中学生の12時以降に使用している割合がやや減少傾向にあるのは、指導の効果であると考えます。今後も、就寝時刻や生活リズムが学業や健康に及ぼす影響などを考慮し、学校・家庭で粘り強く指導を継続する必要があります。

4ページ「家庭のルール」、「フィルタリング設定」をご覧ください。中3は4割の家庭で、ルールがないと答えています。これまでの指導の効果により、ルールを設定する家庭は若干増えつつあるようですが、学年が上がるにつれて、ルールが緩くなったり、

形骸化している状況が見られます。また、フィルタリング設定に対する意識の低さも顕著に見られる現状ですので、引き続き、家庭への指導・啓発を早い段階から行う必要があります。

4・5ページ「及ぼす影響について」は、トラブルは若干減少傾向にあるものの、SNSでつながった直接会ったことのない人と「ゲームをする」「連絡を取り合う」「直接会う」ことへの危機感や抵抗感は、学年が上がるにつれて薄れている傾向があり、非常に心配です。現状の数値は高くないものの、危険性が潜んでいることを認識し、些細なトラブルが大きな問題や事故等につながらないように、学校・家庭で指導を継続していく必要があります。

また、学年が上がるにつれて、勉強がおろそかになっている、生活リズムが崩れている、と感じている児童生徒が増加しています。家庭のルールがないことから、夜遅くまで使用することもでき、それによって生活リズムも崩れ、勉強がおろそかになる。これらは全て連動していると考えられます。

一方、スマートフォン等の使用時間や使用方法など自制できているかを調査したところ、「自制できている」と回答した小中学生は7割程度いることがわかりました。今後、室蘭警察署や各携帯電話会社、NPO法人の講師を招くなどして、情報モラル教育に関する授業や講演などを行っていき、学級指導や個別指導を継続し、スマートフォン等の使い方について、子どもたちが自ら考える機会を多く設けることで、自律的な規範意識を高める必要があると考えます。また、それ以上に家庭への啓発が重要であることから各学校と連携しながら進めていく必要があります。

子どもたちが育っている環境は、常に身近にスマートフォン等があり、インターネットを使ったSNSの利用、動画視聴、友人とのコミュニケーション、ゲームや情報検索などが保護者を通さず、自由にできる環境です。今後も情報化社会、デジタル化は加速度的に進みます。子どもたちを危険から守るためにも、子どもたちにメリット・デメリットを十分理解させ、学校と家庭の連携のもと、情報モラルやメディア・リテラシー教育として、発達段階に応じて、自ら考え、問題を解決していく力、判断力、危険回避の力を育てていく必要があると考えます。

以上で、情報提供を終わります。

安宅教育長：今スマートフォンに関わる分析等について説明がありましたが、委員の皆さんから質問、ご意見等ございましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：どんどん子どもたちが使う頻度が増えているという状況なので、今お話のあったような指導が今後必要かなということでもよろしくをお願いします。

(2) 令和6年度登別市いじめ不登校等の状況について説明をお願いします。

秋葉学務主幹：令和6年度登別市いじめ不登校の状況について情報提供いたします。情報提供資料の6ページをご覧ください。

はじめに、表1「いじめ認知件数」をご覧ください。

令和6年度のいじめ認知件数は、小学校775件、中学校60件、合計835件でした。この中で、重大事案はありませんでした。

続きまして、表2「不登校出現数」をご覧ください。

令和6年度の不登校出現数ですが、小学生が24名、中学生は45名、合計69名でした。このうち、中学生1名が不登校を解消し登校できるようになりました。

続きまして、表3「不登校出現率」をご覧ください。

令和6年度の不登校児童生徒の出現率は小学生が1.35%、中学生が5.34%でした。

なお、令和6年度の北海道及び全国における不登校出現率はまだ公表されていないので空欄としております。

続きまして、表4の不登校児童生徒や学校に馴染めない児童生徒が通っている「適応指導教室『鬼っ子広場』と健千窯の利用状況」をご覧ください。

令和6年度は、小学生の鬼っ子広場の利用者がいませんでしたが、健千窯の利用者は3名でした。中学生の鬼っ子広場の利用者は3名、健千窯の利用者は9名でした。

続きまして、表5「教育相談件数」をご覧ください。

令和6年度の教育相談ですが、「学校・教師への不満」に関する相談が7件、「不登校」に関する相談が7件、「健康・性」に関する相談が1件、合計15件でした。

以上です。

安宅教育長：今いじめ不登校の状況について説明がありましたが、ご質問等ありましたらお願いします。

木村委員：学校に行けていない子どもたちがここ以外で行く場所というのは、何処かあるんですかね。何処にいるんだろう、ご家庭ですかね。

秋葉学務主幹：多くは家庭にいます。何人かは、フリースクールに行っているお子さんもいらっしゃいます。

木村委員：わかりました。ありがとうございます。

安宅教育長：この数値みると年々、増加している傾向にありますので、今いただいたご意見のように色んな形で子どもたちを指導してあげる場所が今後必要になってくるのかなと思います。市教委として、フリースクール等との関係性みたいな部分について、少し説明していただければと思います。

秋葉学務主幹：昨年度は、フリースクールに関するガイドラインというものを整理しまして、ガイドラインに準じた指導をしていると、学校と市教委が判断した所につきましては、出席扱いとしています。また、教室には行けないのですが学校までは行けるというお子さんも各学校で何名かいらっしゃいますので、そのようなお子さんの居場所として、学校内で各学校で居場所の設置に向けて検討を進めている所です。保健室であったり校長室であったり、多くの学校ではその機能を有しております。

安宅教育長：校内支援センターと呼ぶような形になってはいますが、その子どもたちの実態に応じて先生方の方で、学校の中で、教室に入れないう子供達への対応も今進めているというところです。よろしいですか。

木村委員：もう一ついいですか。家にいる子どもたちに、担任の先生からの働きかけというのは、どのくらいあるのでしょうか。

秋葉学務主幹：基本的には、すべてのお子さんに働きかけはしています。中には誰とも会いたくないというお子さんも若干いらっしゃるのですが、そこへのコンタクトというところは、スクールソーシャルワーカーを介してですとか、そういう形で接触して保護者と面談したりですとかそういうことで関わっております。

安宅教育長：今お話があったように、どうしても接触が難しいという子どももいますが、生存確認等を含めて子供の声を聞くというのは大事な部分ですので、引き続きそういう取り組みも進めていくというように今考えているところです。

赤井委員：フリースクールというのは登別にあるんですか。

秋葉学務主幹：いいえ。札幌にある所に時々通っていらっしゃいます。

赤井委員：汽車に乗って行くんですか。

秋葉学務主幹：交通手段まではわかりませんが、保護者の方が責任をもって通わせていらっしゃると思います。

安宅教育長：実態としては何人ぐらいですか。

秋葉学務主幹：今把握していますのが2人、新札幌にあるスクールに通われています。

赤井委員：登別のような小さな町だとね、そういうフリースクールのような、子供達が行けるような場所ってないからね。私が知る大きな町だとそういう場所がいくつかあって学校行くよりも、そちらの方を自信持って行っているようなお子さんがいるみたいですね。親の考え方も含めて、少し違うのかなというニュアンスを持っていますけどもね。

安宅教育長：今言ったフリースクールを通してオンラインで学びを深めたりという部分も出てきているんですね。さまざまな形で子どもたちの学びを保証していくということが今度は大事なのかなと色々検討しているところですよね。またご意見等ありましたらお願いします。

では（3）登別市青少年会館における事故について説明をお願いします。

相澤地域クラブ活動推進主幹：「登別市青少年会館における事故について」情報提供いたします。情報提供等資料の7ページをご覧ください。

令和7年1月17日金曜日 午後9時ごろ、登別市中央町にある登別市青少年会館体育館において、ミニバレーを行っていた被害者がボールを追いかけて滑り込んだ際、体育館床のささくれが臀部に刺さり、2日間の通院加療を要したものです。

被害者に対しましては、治療費と通院費、傷害慰謝料として、計39,529円を賠償することとして、令和7年5月14日に被害者との示談が成立しております。

なお、今回の事故を受け、体育館床を目視にて確認し、傷やへこみがある箇所を養生テープで処置するとともに、毎日の開館時等において見回りを強化することで再発の防止を図っております。

説明は以上です。

安宅教育長：今事故の件でしたけど、よろしいでしょうか。何か質問等ございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：では（4）と（5）関連していますので説明をお願いします。

大越社会教育グループ総括主幹：「情報提供（４）令和６年度巡回パトロール活動及び街頭指導等の状況について」を説明させていただきます。別冊資料の１ページをご覧ください。

青少年センターにおける令和６年度の市内巡回パトロール実施状況についてですが、青少年センターの青少年支援員と、市が市民、教職員に委嘱している青少年指導委員による通常巡回のほか特別巡回を実施しており、令和６年度は延べ９３２回、延べ１，３９１人で実施いたしました。

街頭指導の件数は計２２件あり、その主な内容につきましては、道路上で遊んでいたことやスケートボードやキックスケーターに対する指導、帰宅時間を過ぎて遊んでいたことに対する指導などとなっております。

続きまして、「情報提供（５）令和６年度不審者等出没状況について」を説明させていただきます。別冊資料の１ページをご覧ください。

令和６年度、登別市青少年センターに通報があった不審者出没情報は２０件で、令和５年度から７件の増となっております。

出没情報が多かった地域としては、富岸町が５件、次いで新生町が３件、富士町と若草町がそれぞれ２件となっております。

出没情報の時間帯は１５時台が７件と最も多く、内容は声掛けが１１件、付きまといが５件などとなっております。

そのほかにつきましては、資料でご確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

安宅教育長：今パトロールと不審者等についての説明ありましたけれども、委員の皆さんから何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：この前も新聞で不審者の関係で出ていましたけど、引き続き不審者等についての、注意喚起というのを各学校でお願いしていけばというように思っているところです。

では、事務局からその他情報提供ありますか。

委員の皆様より、情報提供等ございませんか。よろしいでしょうか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：ではすべての案件が終了しました。

最後に、6月の定例教育委員会の開催日について予定したいと思いますが、次回の開催日について、事務局の方で考えがあればお願いします。

古村総務グループ総括主幹：定例の教育委員会につきましては、毎月最終木曜日に開催しているところでありますので、6月については、6月26日木曜日16時30分からと考えております。

安宅教育長：それでは、事務局より提案のありました6月26日木曜日16時30分で皆様のご都合は如何でしょうか。

(「大丈夫です」との声あり)

安宅教育長：では、決定とさせていただきます。詳細につきましては、後日事務局よりお知らせ願います。

以上で本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。